

令和元年度事業報告書

令和元年11月1日から令和2年10月31日まで

特定非営利活動法人エス・エス・エス

～はじめに～

わたし達SSSは、ホームレス問題が深刻だった平成12年3月に「生活が困難な人々に対して自立支援を行い、社会貢献を目指すNPO法人」として活動を開始しました。これまでに、首都圏において無料低額宿泊所、障害者グループホーム等の社会福祉事業のほか、無料生活相談センター、ホームレス状態の方々への炊出しをはじめとした各種支援活動をしてきました。

現在、わが国では、新型コロナウイルスの感染拡大、長年にわたった景気低迷、世界最速といわれる少子高齢社会の進行など数々の深刻な要因により国家財政が悪化の一途を辿るなか、社会保障制度の持続性が問題視されています。無言の将来世代に一方的に借金を負わせることでしか成り立たない従来型の行政主導、公的予算依存による社会保障制度や福祉施策はより強く変革を迫られています。このままでは、高齢傷病者や失業者、低所得者といった「支えられる側」も、企業や現役労働者、次世代といった「支える側」も苦しくなる一方であることは明らかです。

このような厳しい状況において、持続可能な社会創りに向けた新たな社会問題解決の担い手として、民間組織が公的予算に過度に依存せず、事業の手法を取りつつも、利益の追求ではなく社会問題の解決を組織の主目的とする「社会的企業（ソーシャルビジネス体）」の活躍が世界的にも注目されています。

SSSは「わたし達から始まる新しい人間環境の創造」を理念に掲げ、「みんなが力を出し合い、みんなで幸せになる社会創り」を使命として、事業の手法を用いて社会問題を解決する「日本一の社会的企業」を目指します。

1. 事業の成果

【生活困窮者の為の入所施設の開設及び運営管理・中高齢者が自立するための種々のプログラムを行う自立支援事業について】

<無料低額宿泊所の運営について>

社会福祉法第2条第3項第8号の規定に基づく第2種社会福祉事業〔無料低額宿泊所（以下「宿泊所」）〕について、法改正に適合した社会福祉住居施設として新たに届出を行い、施設の統廃合等による個室化を促進するとともに、従来からの生活困窮者支援と新型コロナウイルスへの対応を継続して行いました。

※令和2年10月31日現在、合計122施設（東京都23区29施設、三多摩25施設、神奈川県15施設、埼玉県19施設、千葉県28施設、茨城県6施設、定員4,959名を運営しています。（一部宿泊所については、令和2年10月より、日常生活支援住居施設の認定をうけて運営することになりました。）

宿泊所は生計困難者のために無料または低額な料金で宿所を提供する事業であり、様々な問題を抱え、居所に困った方が、次の安定した居所に移行していくための自立支援施設として、「住居」におけるセーフティネットの役割を担っています。宿泊所の運営にあたっては、利用者様に対し居所を提供するだけでなく、栄養バランスの取れた食事や衛生的な生活環境を提供し、不安定な健康状態からの脱却、利用者様それぞれが抱えている悩みや問題を解決していくための生活支援（生活相談、債務処理相談、年金手続き相談、居宅移行等）および就労支援（就労相談、雇用創出等）を掛け合せた自立支援を行っています。

今期の年間相談者数は合計6,489名にのぼり、そのうち宿泊所の利用を開始した新規利用者数は3,317名(51.1%)でした。今期スタート時(令和元年11月1日)の在籍者数4,769名と年間相談者数を合わせると、宿泊所事業だけでも11,258名の方と関わりを持ち、後述の受託事業や各種事業の利用者数と合わせるとSSSは年間約1万2千人の自立を支援したことになります。

このほか、宿泊所事業を通じた自立支援の成果としては、2,892名がアパートをはじめとした次の居所に移行したほか、就労支援等により生活保護費支給額の低減に寄与した年間の経済効果(=社会コスト削減額)は、約16億9,035万円にのぼりました。

<行政からの受託事業について>

宿泊所運営をはじめとする生活困窮者支援を通じて培った経験・ノウハウを生かし、社会貢献の一環として行政からの事業受託にも積極的に取り組み、さらなる公益の増進に努めています。

・居宅生活移行支援事業

厚生労働省通知(平成22年社援保発0611第2号本職通知)によって、地方自治体は、その事業運営が適切と判断できる宿泊所事業者・施設に対し、入所者の居宅生活に向けた支援(支援計画の作成、支援計画の達成状況の検証、生活支援、就労支援、居宅移行支援等)を委託できることになりました。以下の通りSSSでは、5ヶ所の自治体より居宅生活移行支援事業を受託しています。

- 東京都管轄
 - ・中野区居宅生活移行等支援事業
 - ・台東区居宅生活移行支援事業
 - ・江戸川区居宅生活移行等支援事業
 - ・八王子市路上生活者等自立支援事業
 - ・府中市居宅生活移行支援事業

・その他の行政受託事業

- 東京都管轄
 - ・日野市高齢者等緊急一時保護事業
 - ・八王子市路上生活者等地域生活安定化支援事業
 - ・八王子市路上生活者等緊急一時保護事業
 - ・八王子市DV被害者等緊急一時保護事業
 - ・江戸川区寄りそい型宿泊所事業(東京都補助金事業)
 - ・台東区一時生活支援事業
 - ・災害時路上生活者避難支援事業(台東区)
 - ・ホームレス等緊急居所確保事業(品川区)
 - ・路上生活者等女性用緊急一時宿泊事業(目黒区)

- 千葉県管轄
 - ・浦安市ホームレス総合相談推進事業
 - ・銚子市自立相談支援事業
 - ・市川市ホームレスに関わる巡回指導及び自立支援相談事業
 - ・松戸市一時生活支援事業

<高齢・傷病者支援について>

「軽度の要介護者」「介護予防を要する高齢者」「社会的入院患者」等の受け入れ先として、支援機能をもった社会資源は不足しており、宿泊所はその待機場所にもなっています。また、生活保護世帯をはじめとす

る低所得の単身高齢者が地域で孤立し「無縁化」しているといった問題は年々深刻さを増しています。この現状を踏まえ、SSSでは一部の宿泊所を「サービス付高齢傷病者施設（ハッピーホーム）」として特化型宿泊所に転用するなどしてきましたが、こうした実績をもとに平成27年2月に東京都および江戸川区より「寄りそい型宿泊所事業」を受託し、西葛西荘を「寄りそい型宿泊所」として機能強化する運びとなりました。高齢者対応施設は6施設、受け入れ定員は206名になります。

<女性支援について>

女性支援施設は単身女性（一部の宿泊所では母子・夫婦）のための特化型宿泊所です。DV問題をはじめとした様々なケースに対し、女性支援員を配置するなどコミュニケーションが取りやすく、家庭的な雰囲気の中で生活を送っていただけるよう配慮しています。女性対応施設は女性専用11施設、男女混合施設17施設、受け入れ定員は1,166名になります。

<刑余者支援について>

東京支部、三多摩支部、神奈川支部、茨城支部にて自立準備ホームの登録を行い、保護観察所等と連携した刑務所出所者等の受け入れを行っています。自立準備ホームは刑務所等を出所後に帰来先のない方が自立するまでの期間、一時的に住むことができる民間施設です。あらかじめ保護観察所に登録した宿泊所の空室を活用して、対象者を受け入れ、これまでのノウハウを生かした自立支援を行っています。自立準備ホーム登録施設は10施設、受け入れ定員は529名になります。今期は3名の方が利用されました。

<若年者支援について>

義務教育を終了後の15歳から20歳までを対象とした「自立援助ホーム」は、両親の離婚や死別、虐待など様々な事情により、家庭で生活することができない青少年が、主に働きながら生活を共にし、自立を目指すホームとなります。子どもの貧困や若年者への支援が課題とされる中、これまでのノウハウを生かした次世代の自立支援を行っています。自立援助ホームは5施設、受け入れ定員は30名になります。

<入浴サービスについて>

路上生活を余儀なくされている方に対して、定期的に宿泊所を開放し、入浴、洗濯、食事、相談を無料で提供する「入浴サービス事業」を実施しています。路上生活されている方々は適切に医療機関を受診する機会が少なく、入浴や洗濯等の衛生面についても改善が必要なケースがあります。※埼玉県では済生会川口総合病院との連携により、医師や看護師による健康相談および無料低額診療を実施しています。また、サービス提供時に様々な法制度や社会資源の情報提供を行うことで路上生活の長期化を防ぐことも目的として実施しています。

今期はさいたま市、川口市にて合計16回の入浴サービスを実施し、のべ100名の方が利用しました。実施、利用内訳はさいたま市、7回：33名、川口市、7回：44名、さいたま市・川口市合同、2回：23名になります。※今期は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年3月13日以降の入浴サービスを休止しています。

【福祉に関する相談援助事業について】

生活困窮者がホームレス状態になることを未然に防ぐことを目的とし、必要に応じた情報提供や相談支援を行うための「総合相談所」として、平成17年度に「ドロップインセンター千葉」、平成19年度に「ドロップインセンターかわさき」を設置しましたが、「ホームレス予防」について10年以上果たしてきた一定の役割を終え、各地域のSSS生活相談センターへその機能を移行しました。

また、平成27年4月には新たに施行された「生活困窮者自立支援法」にもとづく「ちょうしサポートセンター（生活困窮者自立相談支援事業）」を千葉県銚子市より受託しました。今後も相談によって示唆される地域の課題を自ら発信し、関係機関や他の社会資源との横断的なネットワークを広げながらその解決を目指します。今期の新規相談件数は272件になります。

【その他の活動について】

生活困窮者に対する支援活動のみにとどまらず、様々な分野の方々と積極的に交流し、情報公開を行っていくことで、広く社会に貢献できる法人を目指しています。また、当法人の運営する施設は、利用者様（元ホームレス、刑余者、精神障害者、身体障害者、知的障害者、要介護者、DV被害者等）の特性上、社会問題に関する様々な研究対象とされているため、大学や研究機関、マスコミ等の要請に可能な限り協力しています。

<所属組織>

- ・NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
- ・埼玉県住まい安心ネットワーク（埼玉県居住支援協議会）
- ・さいたま市居住支援協議会
- ・日本居住福祉学会
- ・社会的企業研究会
- ・一般社団法人 全国住宅産業協会
- ・CEFE C（ソーシャルファーム・ヨーロッパ連合）
- ・全国自立援助ホーム協議会

<報道取材協力>

- ・産経新聞「どうする福祉 縮む日本の処方箋 第1部 就労×年金(4)」 令和2年2月15日発行
- ・NHKスペシャル「車中の人々 駐車場の片隅で」 令和2年2月15日放送
- ・読売新聞「困窮者向け宿泊所 10人部屋『感染怖い』」 令和2年5月14日発行

<調査研究協力>

- ・厚生労働省社会福祉推進事業「無料低額宿泊所等において日常生活上の支援を受ける必要がある利用者の支援ニーズ評定に関する調査研究事業」学校法人梅村学園（中京大学）辻井正次
- ・法政大学院 修士論文「触法障害者の社会復帰に関する参与観察法による考察」サードセクター組織による入口支援と出口支援の実相と課題改善への提言（連帯社会インスティテュートNPOプログラム・柏木ゼミ）山口宏一
- ・ARCH（Advocacy and Research Centre for Homelessness）「路上支援活動に関するWebアンケート」
- ・山梨県立大学 学位論文「ホームレスの居宅移行とその後の支援について」（人間福祉学科福祉コミュニケーション学科・下村ゼミ）金澤紗希
- ・成城大学 学位論文「ホームレス支援対策の研究」（文芸学部マスコミュニケーション学科・後藤ゼミ）矢野清

【SSSSスマイルプロジェクトについて】

日本でホームレス生活を余儀なくされている方は減少傾向にありますが、長年に渡る景気低迷の影響や非

正規雇用の増加等、格差社会が進行していく中で最低限度の生活を維持できず生活困窮状態に陥る方は今後も増加していくことが予想されます。また、国外に目を向けると、途上国においては依然として深刻な貧困問題が続いています。国連のパン・ギムン事務総長による「国連ミレニアム開発目標報告2015——MDGs達成に対する最終評価」（2015年7月6日発行）によると、世界では極度の貧困の中で生活し、飢餓に苦しんでいる人達が約8億人を数え、例えば毎日約1万6千人の子ども達が5歳の誕生日を迎える前に命を落としているといった現状があります。今こうしている間、時間にすると6秒に1人の子どもが「貧困」や「飢餓」を理由に尊い命を落としているのです。

「わたしたちに出来ることはないだろうか・・・？」その思いから、平成21年に始まったスマイルプロジェクトでは、NGO団体等との連携を通じ、様々なプロジェクトを国内外で実施しています。

・プロジェクト1. ホームレス状態の方々への支援

年間約2.5万食の炊出しや冬じたく無料バザーの実施。

※今期は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年3月以降の活動を休止しています。

・プロジェクト2. エスエススクール&カレッジ

未来を担う子ども達やその保護者、学生を対象とした「貧困問題・飢餓問題等」に関する啓発活動の実施。

・プロジェクト3. 極度の貧困地域への国際支援

[フィリピン共和国]

・マスバテ島カランパン村の小学校校舎建設と、栄養失調児童を支援対象とした学校給食提供及び保護者への栄養管理指導を実施。(平成22年)

※「国連ミレニアム開発目標(MDGs) 目標1: 極度の貧困と飢餓の撲滅」に該当。

・首都圏を襲った台風による洪水被害を受けた地域の再定住プロジェクト支援を実施。(平成24年)

・台風30号ハイエン緊急復興支援として、マスバテ島カランパン村の住民を含む1,000世帯分の飲料キット代を寄付。(平成26年)

[カンボジア王国]

・プノンペンにてストリートチルドレンなどを支援する「愛センター」へ教育ボランティアの派遣。(平成26年) およびインターネット設備(Wi-Fi)を支援。(平成26年~30年)

・現地の雇用問題を解決するため、「愛センター」および日本企業「鳥源」と共同でソーシャル製麺所「Ai Noodle (アイヌードル)」を設立。立ち上げ支援として、製麺機の購入費用と日本からの輸送費用を寄付。(1台目平成27年・2台目平成30年)

・プロジェクト4. ワクチン支援

ワクチンがないことで予防可能な感染症で命を落としている貧困国の児童を支援するために、飲料のペットボトルのキャップを収集しワクチンに変える取組み。

平成21年11月から令和2年10月までの11年間で収集した合計キャップ数:

約491万個(約11.4t) ※ポリオワクチンに換算して約5,720人分となります。

・プロジェクト5. 災害復興支援

[東日本大震災]

- ・震災により避難所生活を余儀なくされた方々へ、炊出しをはじめとしたボランティア活動。東京都、神奈川県、茨城県の避難所にて実施。(平成23年)
- ・千葉県内にて避難生活を送る児童の方々へ衣類・学習机・文房具等を提供。(平成23年)
- ・陸前高田市へ復興支援ボランティアを派遣。SSSの職員と利用者様より有志を募り、ガレキ撤去ボランティアとして活動。また、法人内部で震災直後から募金運動を行い、災害義援金を同市へ寄付。(平成24年)
- ・継続的な復興支援として、福島県のサッカーチーム「福島ユナイテッドFC」への公式サポートを実施。小学生親子を対象とした「SSSスマイルプロジェクトサッカースクール in 福島」を開催。(平成25年～令和2年)

[関東・東北豪雨災害]

- ・茨城県常総市へ復興支援ボランティアを派遣。SSSの職員と利用者様有志が個人宅等への清掃ボランティアとして活動。(平成27年)

[熊本地震]

- ・法人内部で地震直後から募金活動を行い、災害義援金を「公益財団法人 共生地域創造財団」を通じて現地で活動を続ける「よか隊ネット」へ寄付。(平成28年)

[北海道胆振東部地震]

- ・「特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター」へ避難所活動費を寄付。(平成30年)

[西日本豪雨災害]

- ・法人内部で募金活動を行い、「日本赤十字社 広島県支部」を通じて災害義援金を寄付。(平成30年)

[令和元年台風15号・19号]

- ・千葉県館山市へ復興支援ボランティアを派遣。SSSの職員が清掃ボランティアとして活動しました。(令和元年)
- ・千葉県君津市へ施設に備蓄していた飲料水等を提供。(令和元年)
- ・法人内部で募金活動を行い、「千葉県災害対策本部」を通じて災害義援金を寄付。(令和元年)

[令和2年7月豪雨災害(熊本県等)]

- ・法人内部で募金活動を行い、「日本赤十字社」を通じて災害義援金を寄付。(令和2年)

以上

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び人数	支出額 (千円)
生活困窮者の為 の入所施設の開 設及び運営管理 及び中高齢者が 自立するための 種々のプログラ ムを行う自立支 援事業	生活困窮者の為 の入所施設の開 設及び運営管理 及び中高齢者が 自立するための 種々のプログラ ムを行う自立支 援事業	令和元年11月1日～ 令和2年10月31日	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県	938名 (ボラン ティア 373名 含)	11,258名	4,886,999
福祉に関する相 談援助事業	福祉に関する相 談援助事業	令和元年11月1日～ 令和2年10月31日	千葉県 銚子市	3名	272名	20,339

活動に関する詳細（各種報告資料等）、お問合せ先

特定非営利活動法人エス・エス・エス
〒110-0015 東京都台東区東上野3-36-8-2F
TEL 03-3834-6854
FAX 03-3834-6855

公式ホームページ : <https://www.npo-sss.or.jp/>